

## 観光振興事業費補助金（クルーズ旅客等の満足度向上・消費拡大促進事業）交付要綱

### （通則）

第1条 観光振興事業費補助金（クルーズ旅客等の満足度向上・消費拡大促進事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

### （目的）

第2条 この補助金は、訪日外国人旅行者数4000万人等の実現に向けて、水上交通や地域の観光資源を活用した、新たなツアー造成や観光資源等のインバウンド対応を図るために実施する事業を対象として補助金の交付を行うことにより、クルーズ旅客等訪日外国人旅行者の満足度向上・消費拡大を促進することを目的とする。

### （定義）

第3条 この要綱において、クルーズ旅客等の満足度向上・消費拡大促進事業（以下「補助事業」という。）は、水上交通や地域の観光資源を活用した、新たなツアー造成や観光資源等のインバウンド対応を図るために実施される事業をいう。

### （補助対象事業等）

第4条 国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、補助事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表に定めるものとする。

### （補助金交付申請）

第5条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金交付申請書に、補助対象事業者が事前に策定した事業計画等を添付し、大臣に提出しなければならない。

### （交付決定及び通知）

第6条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査し、適當と認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

### （補助金の額の確定等）

第7条 大臣は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る

補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助金の概算払)

第8条 大臣は必要があると認められるときは、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

(取得財産の管理等)

第9条 補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにしなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第10条 補助事業者は、取得財産等を大臣の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(補助金の経理)

第11条 補助対象事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならぬ。

- 2 補助対象事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 補助金交付の申請の取り下げ、補助事業の中止又は廃止、状況報告の提出、実績報告の提出、補助事業に係る残存物件の取扱等については、港湾関係補助金等交付規則（昭和36年6月28日運輸省令第36号）及び港湾関係補助金等交付規則実施要領（昭和43年5月8日港管第814号）を準用するものとする。

別表（第4条関係）

補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾管理者</li> <li>・地方公共団体</li> <li>・民間事業者（DMO を含む）</li> <li>・上記により構成されるコンソーシアム</li> </ul>	<p>クルーズ旅客等訪日外国人旅行者の満足度向上・消費拡大を促進するため、水上交通や地域の観光資源を活用した新たなツアー造成や観光資源等のインバウンド対応に必要な費用</p> <p>・ICT 等を活用した多言語化情報発信や観光資源の魅力増進に要する経費のうち設備整備費、システム開発費、物品購入費及び調査費（設備整備やシステム開発と一体で実施するものに限る）</p> <p>例：デジタルサイネージ、QRコード付案内板、多言語案内標識、多言語パンフレット、通訳機器・音響システム、VR 等観光コンテンツ、観光資源の事前予約システム、キャッシュレス対応、Wi-Fi 環境の整備、その他目的を達成するための効果が認められるもの</p> <p>・クルーズ旅客等訪日外国人旅行者の快適性や利便性、安全性を確保するための地域の観光資源等の受入環境整備に要する経費のうち本工事費、附帯工事費、測量設計費及び補償費</p> <p>例：プロムナードの整備、洋式トイレの整備、照明の整備、手すり・フェンスの整備等安全対策、その他目的を達成するための効果が認められるもの</p>	1/3 以内

(注)

1. 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。
2. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
3. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、確定した時点で減額するものとする。